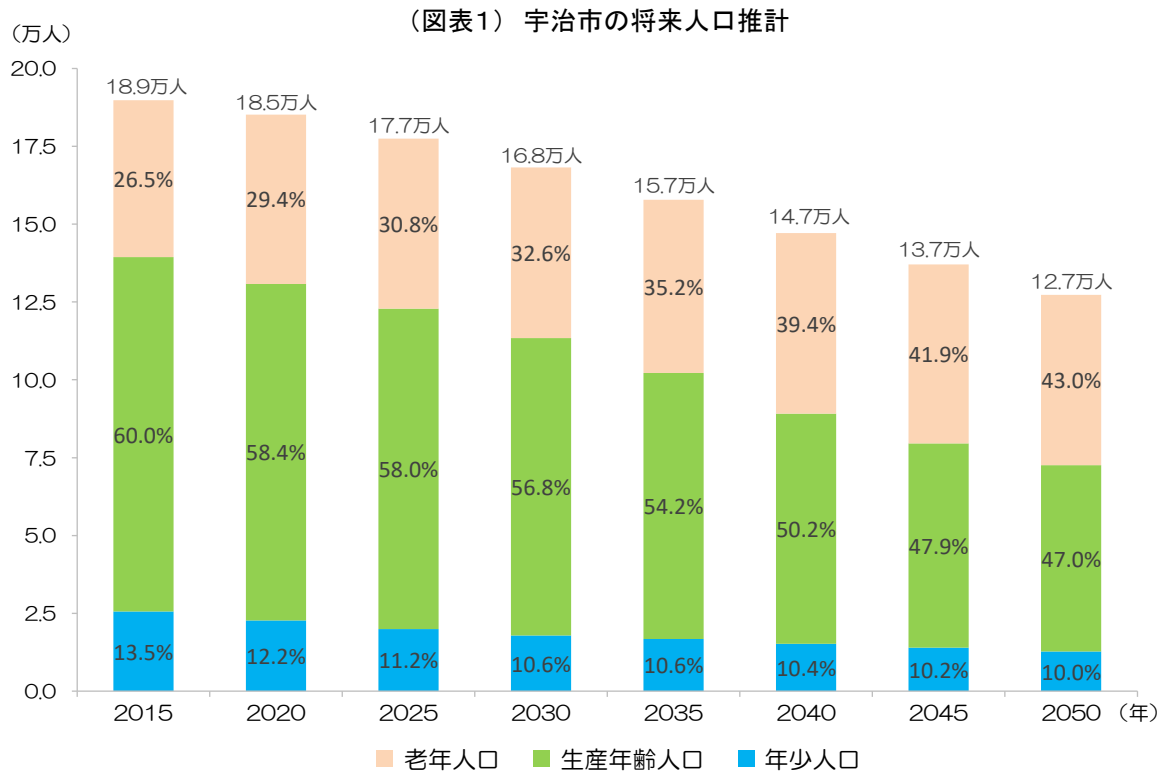


宇治市先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇治市の人口は減少に転じており、2015年（平成27年）から2045年までに総人口は約27.5%減少、高齢化率（65歳以上の人口が占める比率）は、約26.5%から約41.9%へ高まる一方で、生産年齢人口率（15～64歳の人口が占める比率）は約60.0%から約47.9%へ低下すると予測されている。さらに、2050年までに総人口は約32.8%減少、高齢化率は約43.0%、生産年齢人口率は約47.0%になると予測されている。総人口が減少する中で生産年齢人口率も低下するため、地域経済の担い手の減少が懸念される（図表1）。



資料：宇治市資料「宇治市の将来人口推計」（令和2年（2020年）10月）

本市における事業所数の推移を見ると、医療・福祉等の分野を除き、減少傾向にあり、特に卸売業・小売業の減少数が大きくなっている。現在の産業構造を事業所数の構成比で見ると、最も多い卸売業・小売業は全体の21.3%を占め、以下、製造業の11.6%、医療・福祉の11.2%、生活関連サービス業・娯楽業の10.1%、宿泊業・飲食サービス業の9.8%と続く（図表2）。

(図表2) 宇治市内の事業所数の推移

業種	事業所数						平成21→令和3年 (2009→2021年) 増減数
	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	令和3年(2021年)	構成比	
農林漁業	8	7	6	5	8	0.2%	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	1	2	2	0.0%	0
建設業	621	538	534	490	465	9.2%	-156
製造業	743	646	672	631	590	11.6%	-153
電気・ガス・熱供給、水道等	3	2	4	5	7	0.1%	4
情報通信業	53	38	38	32	34	0.7%	-19
運輸業、郵便業	83	69	74	79	75	1.5%	-8
卸売業・小売業	1,453	1,312	1,283	1,205	1,080	21.3%	-373
金融・保険業	79	72	77	73	72	1.4%	-7
不動産業、物品賃貸業	436	389	389	352	359	7.1%	-77
宿泊業、飲食サービス業	812	714	715	660	495	9.8%	-317
医療、福祉	466	489	543	524	569	11.2%	103
教育、学習支援業	312	291	291	269	256	5.0%	-56
複合サービス事業	21	20	20	20	20	0.4%	-1
学術研究、専門・技術サービス業	213	199	189	191	212	4.2%	-1
生活関連サービス業、娯楽業	611	599	602	569	511	10.1%	-100
サービス業（他に分類されないもの）	338	301	312	306	316	6.2%	-22
合 計	6,254	5,688	5,750	5,413	5,071	100.0%	-1,183

(注) 構成比は端数調整をしているため、合計 100.0%にはならない
資料：総務省・経済産業省「経済センサス」

次に、市内の従業者数の推移から本市の産業構造を見ると、医療・福祉や教育・学習支援業等の一部の業種を除き、全体では減少傾向にある。現在の構成比で見ると、最も多いのは製造業の 21.0%となっており、以下、医療・福祉の 20.0%、卸売業・小売業の 19.4%、宿泊業・飲食サービス業の 7.6%、教育・学習支援業の 5.4%と続く（図表3）。

(図表3) 宇治市内の従業者数の推移

業種	従業者数（民営事業所のみ）〔人〕						平成21→令和3年 (2009→2021年) 増減数
	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	令和3年(2021年)	構成比	
農林漁業	247	216	256	249	255	0.5%	8
鉱業、採石業、砂利採取業	5	27	12	10	6	0.0%	1
建設業	3,194	2,823	2,676	2,612	2,659	4.9%	-535
製造業	12,725	12,777	13,903	11,299	11,279	21.0%	-1,446
電気・ガス・熱供給、水道等	39	26	53	61	54	0.1%	15
情報通信業	587	566	553	559	358	0.7%	-229
運輸業、郵便業	2,544	2,017	2,179	1,610	1,561	2.9%	-983
卸売業・小売業	11,925	11,424	11,578	10,899	10,437	19.4%	-1,488
金融・保険業	910	851	906	904	843	1.6%	-67
不動産業、物品賃貸業	1,495	1,242	1,152	1,113	1,193	2.2%	-302
宿泊業、飲食サービス業	5,327	5,103	4,843	4,940	4,060	7.6%	-1,267
医療、福祉	8,892	9,192	11,162	10,029	10,761	20.0%	1,869
教育、学習支援業	2,376	2,422	3,334	2,667	2,878	5.4%	502
複合サービス事業	191	194	422	416	381	0.7%	190
学術研究、専門・技術サービス業	1,965	1,628	770	1,540	1,709	3.2%	-256
生活関連サービス業、娯楽業	3,244	3,153	3,171	2,773	2,524	4.7%	-720
サービス業（他に分類されないもの）	2,938	2,662	3,412	3,113	2,771	5.2%	-167
合計	58,604	56,323	60,382	54,794	53,729	100.0%	-4,875

資料：総務省・経済産業省「経済センサス」

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に規定される導入促進基本計画に基づき、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、本計画期間中に 60 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

計画において対象となる区域は、中小事業者による幅広い取組を促すため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

計画において対象となる業種及び事業については、中小事業者による幅広い取組を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 市税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(2) 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

6 その他

先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。